

○ 清涼飲料水

1 ミネラルウォーター類

(2) 殺菌又は除菌を行っていないもの(容器包装内の二酸化炭素圧力が20°Cで98kPa以上のもの)

ア 成分規格

項 目		規 格
一般規格	混濁* <sup>1</sup>	混濁したものであってはならない
	沈殿物* <sup>2</sup> 又は固形の異物* <sup>3</sup>	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない
	スズ(金属容器入りのものに限る)	150.0 ppm以下
	大腸菌群	陰性
個別基準	アンチモン	基準値なし(平成31年1月12日まで適用)
		0.005 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)
	カドミウム	0.003 mg/l以下
	水銀	0.0005 mg/l以下
	セレン	0.01 mg/l以下
	銅	1 mg/l以下
	鉛	0.05 mg/l以下
	バリウム	1 mg/l以下
	ヒ素	0.05 mg/l以下(平成31年1月12日まで適用)
		0.01 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)
	マンガン	2 mg/l以下(平成31年1月12日まで適用)
		0.4 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)
	六価クロム	0.05 mg/l以下
	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/l以下
	亜硝酸性窒素	基準値なし(平成31年1月12日まで適用)
		0.04 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
	フッ素	2 mg/l以下
ホウ素	ホウ酸として30 mg/l以下 (平成31年1月12日まで適用)	
	5 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)	

\* 1 原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分、着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物(製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。)に起因する混濁を除く。

\* 2 原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分、着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物(製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。)に起因する沈殿物を除く。

\* 3 原材料として用いられる植物たる固形物でその容量百分率が30%以下であるものを除く。